

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	まつどの魅力発信課

契約業者名・住所	株式会社さとふる・東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
工事等の名称	ふるさと納税支援サービス利用契約（さとふる）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託契約
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
契約金額	業務委託料：寄附金額の 12% 書面発行等にかかる業務委託：1 通 184 円（税抜） 返礼品代・配送料：実費
工事等の概要	松戸市ふるさと納税記念品贈呈事業（さとふる）の実施にあたり、市外の方々へ効果的に本市の魅力をアピールするため、インターネットのプラットフォーム上に本市記念品情報等を出展し、そのフォームから寄附者が寄附申込、記念品選択、決済できるようにするもの

随意契約の理由	ふるさと納税制度（寄附）は、納税者が生まれ故郷や応援したい自治体へ税制を通じて貢献する制度として導入されたものであり、国が定める基準のもと全国の自治体が寄附の受入に取り組んでいる。 ふるさと納税に係る寄附環境整備へのニーズの高まりを受け、ふるさと納税推進に有効な一連の機能（インターネットでの自治体の魅力・記念品情報の発信、記念品の検索、寄附申込、オンライン決済等）が、包括的なサービスとして複数の民間事業者から提供されている。 本市においては、ふるさと納税４大サイトのうち平成２８年６月１日から「ふるさとチョイス」、令和３年８月２１日から「楽天ふるさと納税」、令和７年７月１日から「ふるなび」の利用を開始している。 全国から寄附を募るためには、インターネットによる寄附募集は必要不可欠であり、今後更なる寄附受入額の増加を目指すには、寄附者との接点であるポータルサイトを増やすことが有効と考えられる。そのうえで、本市が利用する第四のポータルサイトとして、「さとふる」が最適であると思料する。その理由について以下に述べる。 第一に、その規模の大きさである。「さとふる」における掲載自治体数は、令和７年１１月時点で１，５００超であり、「ふるさとチョイス（１，７００超）」や「楽天ふるさと納税（１，７００超）」に次ぐ数を有している。多くの情報を一括して検索できることがポータルサイトの利点であるため、参加自治体数の多さはその魅力に直結しており、多くの効果が期待できる。 第二に、追加コストの少なさである。ポータルサイトはサイトごとに運用が異なるため、それぞれに適した事務フローの構築が必要となる。「さとふる」では、寄附受付から配送管理、生産、問合せ対応まですべてを担当者が行う「一括代行プラン」を提供している。また、ワンストップ特例申請の管理は現在利用している株式会社 Workthy の「ふるさと納税 do」での連携が可能であることから、市に新たな事務および費用負担が発生せず、ポータルサイトを追加導入することができる。 以上、ポータルサイトとしての規模、追加コストの少なさから、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を運営する株式会社さとふるが契約先として相応しいと思料し、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号並びに松戸市財務規則第１３８条第１項第１号の規定を適用し随意契約とします。
----------------	--